

商品概要説明書

相続定期貯金

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・相続定期貯金 〈「大口定期貯金」で組入れます〉
ご利用いただける方 (右記の①、②の条件をどちらも満たす方、組合員限定3年ものに限り①～③の条件をすべて満たす方)	①金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ②資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただける方 ③組合員(家族含む)の方(組合員限定3年ものに限り) ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で法務局に保管されていたものもしくは検認済みのもの)の写し 等
期 間	・1年の定型方式、3年の定型方式 ※全て自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1契約につき1,000万円以上相続により取得した金額まで ※ただし、セレス資産運用プラン定期貯金<退職金・相続資金・他行預替資金コース>の定期貯金と投資信託またはJAバンク資産運用サービスのお申込み総額と合計して相続により取得した金額までとします。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の「大口定期貯金」の店頭表示利率に0.2%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・組合員限定3年ものについては預入時の「大口定期貯金」の店頭表示利率に0.35%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、原則として「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の（１）および（２）の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が０％を下回るときは、０％を下限とします。 （１）次の預入期間に応じた利率 ① 約定した預入期間が１年の場合 ・ ６か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ ６か月以上１年未満 約定利率×50％ ② 約定した預入期間が３年の場合 ・ ６か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ ６か月以上１年未満 約定利率×40％ ・ １年以上１年６か月未満 約定利率×50％ ・ １年６か月以上２年未満 約定利率×60％ ・ ２年以上３年未満 約定利率×70％ （２） $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
満期時の取扱い	・満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入期間で自動継続します。継続後は初回適用金利ではなく、「大口定期貯金」の店頭表示利率が適用されます。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。 ※満期資金をセレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援）＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞へ預け入れることはできません。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総合リスク管理室またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
その他参考となる 事項	・セレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援）＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞の満期資金を預け入れることはできません。 ・組合員加入に際しての資格、条件に関しては支店窓口へご確認ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡセレサ川崎